解散公告

当社は、平成二十四年二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷二三三五番地

有限会社ホテル翠洋

清算人　江口多恵子

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

大分市大字馬場六二一の六番地

有限会社恒榮紙器

清算人　山村　武

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

沖縄県うるま市字高江洲七八六番地一

有限会社島風プロデュース

清算人　安部　正夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

大阪市中央区天満橋京町一番一号大阪キャッスルホテル四階

財団法人上方文化芸能協会

代表清算人　人見きく子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月二十六日開催の臨時社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により、平成二十四年十二月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

千葉市中央区本千葉町五番三号

医療法人島病院

清算人　島　昌代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年五月二十六日開催の社員総会の決議及び平成二十四年十二月十九日徳島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

徳島県阿南市椿町地蔵ケ谷七番地の二

医療法人中野医院

清算人　中野　益弘

解散公告（第三回）

当公社は平成二十五年一月二十一日付で神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

神奈川県足柄上郡中井町比奈窪五六番地

中井町土地開発公社

清算人　早野　茂

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

鹿児島県志布志市有明町伊崎田八二一二番地三

農事組合法人南九州茶生産組合

清算人　徳丸源一郎

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年一月十日沖縄県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

沖縄県宮古島市平良字西里一八六番地

宮古島市土地開発公社

清算人　安谷屋政秀

配当公告

富山県高岡市荻布四三三番地

破産者　株式会社田子機工商会

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十四年（フ）第五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額

金一四三、一一九、五九二円

一、配当をすることができる金額

金三一、一七一、四四九円

平成二十五年二月十二日

富山県高岡市中川上町九番六号

破産管財人　本多　利光

配当公告

福井市つくも二丁目一五番七号

破産者　横山商事株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十三年（フ）第二七二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二五、五五六、八二四円

一、配当することのできる金額

金五九、一四三、九〇二円

平成二十五年二月十二日

福井市大手三丁目一四番一二号

破産管財人　黒田外来彦

配当公告

香川県高松市朝日町二丁目一三番一二号

破産者　中山ステンレス工業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十四年（フ）第五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇一、四五二、五二二円

一、配当することのできる金額

金一一、八六一、六五三円

平成二十五年二月十二日

高松市西内町四番六号　神原ビル三階

破産管財人弁護士　藤本　尊載

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市若松町三八番地、最後の住所函館市若松町三八番一一号

被相続人　亡　酒井　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日

函館市中道二丁目一番二〇号

相続財産管理人　弁護士　兼平　史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市馬見塚町乙二六五番地、最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字樋越一五八一番地三七

被相続人　亡　久保田由春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日

群馬県前橋市大手町二丁目五番六号根岸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　根岸　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市柿木町七一二番地、最後の住所埼玉県越谷市瓦曽根一丁目一二番六号

被相続人　亡　豊田　嘉男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一番一二号エガワプラザ六階

相続財産管理人　弁護士　小木　出